

平成26事業年度事業報告書(検査検定業務)

平成26事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	60,997隻	
中間検査	48,432隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,778隻	
予備検査	22,033件	
検定	178,488件	
準備検査	0件	
標準適合検査	11件	
その他	35,709件	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等

2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 検査場等の整備
- (3) 職員の研修

3. 検査検定等業務に係る調査、企画業務

(1) レジャーで使用する個人用の浮力補助具に関する業界の性能基準策定支援事業

船舶に搭載を義務付けられている法定の救命胴衣は、海難事故などの非常時に使用される救命設備として、船舶安全法及び関連規則で浮力や強度等について性能基準が厳格に定められている。

一方、釣りや河川・海浜レジャー等において使用されるレジャー用の浮力補助具(以下「レジャー用浮力補助具」という。)は、使用環境、使用条件も様々であり、個々の製造者が独自の基準で製造しており、浮力や強度等の性能も、まちまちである。また、一部には、利用者がその性能を正しく認識できないものや、表示通りの性能を有していない粗悪な商品が流通している懸念もあり、釣り関係の業界団体から、ユーザーが自分の使い方に合った商品を適切に選べるよう、レジャー用浮力補助具の性能基準を検討したいとの要望が寄せられた。これを受け、ISO規格、事故状況、用途・利用環境ごとのリスクなどを調査し、レジャー用浮力補助具の性能基準を策定する業界の取組みを支援し、基準が策定された。

4. 受検案内等広報の業務

- (1) 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報
- (2) 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

平成26事業年度事業報告書(小型船舶用原動機放出量確認等業務)

平成26事業年度における日本小型船舶検査機構の小型船舶用原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
小型船舶用原動機放出量確認等	2,040件	原動機証書の再交付
その他	22件	

2. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

3. 小型船舶用原動機放出量確認等に関する広報業務

平成26事業年度事業報告書(登録測度業務)

平成26事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	8,477隻	
変更・移転・抹消登録等	56,186隻	
登録事項証明書等	4,341件	
その他	15,739件	船舶番号用県名ステッカーの提供

2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

3. 登録測度等業務に係る調査、企画業務等

(1) モノコック構造を有する小型船舶の総トン数算定方法に関する検討

小型船舶の総トン数は、「船舶のトン数の測度に関する法律」及び同法施行規則に基づき算定されるが、算定にあたっては上甲板を確定する必要がある。しかし、小型船舶の約4割を占めるプレジャーボートは、顧客の多様なデザイン要望に応えるためモノコック構造注)で建造されるため、上甲板の確定が難しく、船舶製造者、所有者に負担となっていた。

このため、国土交通省海事局に検討会が設置されたのに伴い、機構において、モノコック構造の船舶の定義、総トン数算定方法などの技術的検討を行った。この技術的検討の結果をベースに法令化が進められ、「船の長さ24m未満のモノコック構造を有する船舶のトン数の算定方法を定める告示」が昨年10月1日に公示され、平成27年1月1日から施行されている。

注)モノコック構造とは、下部船体(船殻)と上部船体(上部構造等)を別々に型で成形し船側でつなぎ合わせる船体構造をいう。

4. 登録等に関する広報業務

平成26事業年度事業報告書(調査、試験及び研究業務)

平成26事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 調査、試験及び研究等の業務

(1) 波浪中を航走する小型高速旅客船における乗客の安全性に関する調査研究(平成25年度～平成26年度)

平成24年6月に、石垣島～波照間島航路を高速航行中の小型高速旅客船「第3あんえい号」「第38あんえい号」が、波浪による、激しい縦動揺により乗客が負傷(腰椎圧迫骨折)する事故が発生したことから、安全な運航指針等についての調査・検討を行った。

平成26年度は、乗客の腰椎圧迫骨折事故が発生した2隻の「あんえい号」以外的高速小型旅客船12隻について、追加の模型試験(大阪府立大学に委託)を行い、安全な船速、波高、座席位置を示すチャートを作成し、高速小型船一般に適用できる形で取り纏めを行った。このチャートは既に石垣島的高速小型旅客船事業者に説明しており、安全運航を確保する上で非常に有効であるとの評価を得ている。

(2) 小型船舶の復原性に関する調査研究(平成25年度～平成27年度)

小型船舶の復原性基準は、小型船舶安全規則等に基準が定められており、復原性能をベースに定員が定められている。

現在、非旅客船(旅客定員12名以下)は、長さ3.3mを境として、また旅客船(旅客定員12名超え)は、総トン数5トンを境に異なる基準が適用されるが、境界付近の船舶では、復原性能が小さいにもかかわらずより多くの定員が認められるという、定員の逆転現象が生じている例がある。

このため、本調査研究では、適用基準が異なる境界付近の船舶について、合理的な復原性基準を得ることを目的に、平成26年度は、基準制定の背景、実船舶における数値解析及びISO基準との比較検証を行った。

この結果を踏まえて、平成27年度は、航行区域の決定に必要な海象データの調査を行い最終取り纏めを行う。

(3) ミニボートに係る海難実態基礎調査(平成26年度～平成27年度)

船舶検査、小型船舶操縦士免許が不要なミニボートは、比較的沿岸域で航行していることから、海難時は、その多くが近隣の漁業協同組合や救助団体等に救助されていると考えられる。しかし、ミニボートの全国的な海難データは、海上保安庁が発表している要救助海難統計のみであり、その海難の実態や、ライフジャケットの着用状況などの詳細も不明である。また、水上オートバイに関しては、マナーの悪さやルールに従わない迷惑行為が問題となり、事故に繋がるケースも少なからず発生しており、一部地域においては利用規制が強化される方向にある。本調査では、(一社)日本マリン事業協会に委託し、ミニボートについて海上保安庁の要救助まで至らなかった海難の実態、水上オートバイについては、騒音等による苦情等の実態やそれを受けた地方自治体の対応等について調査を行った。

(4) (一財)日本船舶技術研究協会への調査委託(継続)

小型船舶には外国から輸入されるものも多く、また、外国に輸出される国産艇もあり、船体や設備の国内規則の要件は国際的な規則、規格と調和を図ることが求められている。そのため、平成17年度以降、ISOのTC188部会(スモールクラフト部会)について、我が国の代表窓口を務めている(一財)日本船舶技術研究協会(船技協)の舟艇分科会に参画しISOにおける規格策定に対応している。

2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

調査研究は、小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与することから、その成果が幅広く活用され社会的に役立つよう、機構のホームページに調査報告書を掲載するなどの周知・広報を行った。